

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成24年11月14日
【四半期会計期間】	第34期第2四半期(自 平成24年7月1日 至 平成24年9月30日)
【会社名】	株式会社極楽湯
【英訳名】	GOKURAKUYU CO., LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 新 川 隆 丈
【本店の所在の場所】	東京都千代田区麹町二丁目4番地
【電話番号】	03(5275)0580(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理部長 松 本 俊 二
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区麹町二丁目4番地
【電話番号】	03(5275)0580(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役常務執行役員管理部長 松 本 俊 二
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第 1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

回次	第33期 第 2 四半期 連結累計期間	第34期 第 2 四半期 連結累計期間	第33期
会計期間	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成23年 9 月30日	自 平成24年 4 月 1 日 至 平成24年 9 月30日	自 平成23年 4 月 1 日 至 平成24年 3 月31日
売上高 (千円)	4,831,128	4,854,117	9,947,890
経常利益 (千円)	106,219	112,164	215,721
四半期(当期)純利益 (千円)	38,691	69,051	102,254
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	52,476	96,593	103,815
純資産額 (千円)	4,218,030	4,269,770	4,279,494
総資産額 (千円)	12,504,773	10,567,130	11,263,967
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	3.65	6.52	9.65
潜在株式調整後1株当たり 四半期(当期)純利益金額 (円)	—	6.50	—
自己資本比率 (%)	32.1	38.8	36.1
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	395,831	120,819	1,270,049
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	352,938	442,710	194,476
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	117,789	567,202	100,507
現金及び現金同等物の 四半期末(期末)残高 (千円)	2,526,815	2,347,774	3,224,583

回次	第33期 第 2 四半期 連結会計期間	第34期 第 2 四半期 連結会計期間
会計期間	自 平成23年 7 月 1 日 至 平成23年 9 月30日	自 平成24年 7 月 1 日 至 平成24年 9 月30日
1株当たり四半期純利益金額 (円)	8.29	3.79

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 第33期及び第33期第 2 四半期連結累計期間の潜在株式調整後 1 株当たり四半期(当期)純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

2 【事業の内容】

当第 2 四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)において営まれている事業の内容に重要な変更はありません。

また、主要な関係会社についても異動はありません。

第2 【事業の状況】

1 【事業等のリスク】

当第2四半期連結累計期間において、当四半期報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項の発生又は前事業年度の有価証券報告書に記載した「事業等のリスク」についての重要な変更はありません。

なお、重要事象等は存在していません。

2 【経営上の重要な契約等】

当第2四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループが判断したものです。

(1) 業績の状況

当第2四半期連結累計期間におけるわが国経済は、東日本大震災からの復興需要により緩やかな持ち直しの兆しが見られたものの、欧州経済不安の長期化や新興国経済の減速、円高の長期化などを背景とした景気の先行き不透明感は払拭されないまま推移しました。

温浴業界におきましては、消費者の節約志向や低価格志向に加え多様なニーズへの対応がより一層求められる厳しく且つ難しい経営環境が続いており、競争は更に激化しています。

このような状況の中、当社におきましては、引き続きお客様に安心かつ安全に利用していただくための適切な衛生管理や設備管理の徹底に加え、お客様の来店頻度や店舗内施設利用頻度の向上を図るための“心からのおもてなし”によるサービス向上に努めてまいりました。また、お客様のニーズを的確にとらえた施策の実施や、メール会員制度など新たな訴求ツールの活用による効果的な販促強化にも積極的に取り組んでまいりました。

また、中国上海市における海外第1号店の開店につきましては、日中関係悪化に伴う影響は多少あるものの、早期開店に向けて準備を進めております。

以上の結果、当第2四半期連結累計期間の連結業績は、売上高4,854百万円（前年同期比0.5%増）となりました。損益面につきましては、営業利益83百万円（前年同期比35.1%減）、経常利益112百万円（前年同期比5.6%増）、四半期純利益69百万円（前年同期比78.5%増）となりました。

(2) 財政状態の分析

当第2四半期連結会計期間末における総資産は10,567百万円となり、前連結会計年度末に比べ696百万円減少しました。これは主に、現金及び預金の減少876百万円、建物及び構築物（純額）の減少203百万円、建設仮勘定の増加403百万円によるものであります。

負債合計は6,297百万円となり、前連結会計年度末に比べ687百万円の減少となりました。これは主に、短期借入金の増加200百万円、未払金の減少221百万円、長期借入金の減少576百万円によるものであります。

純資産合計は4,269百万円となり、前連結会計年度末に比べ9百万円の減少となりました。これは主に、その他有価証券評価差額金の増加13百万円、為替換算調整勘定の増加14百万円、新株予約権の減少42百万円によるものであります。また、自己資本比率につきましては、38.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当第2四半期連結累計期間末における現金及び現金同等物（以下、「資金」という。）は2,347百万円（前年同四半期は2,526百万円）となりました。

当第2四半期連結累計期間における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、120百万円（前年同四半期比275百万円減少）となりました。これは主に減価償却費324百万円、売上債権の増加額81百万円、法人税等の支払額67百万円、利息の支払額36百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果使用した資金は、442百万円（前年同四半期は352百万円の獲得）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出451百万円、貸付金の回収による収入7百万円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果使用した資金は、567百万円（前年同四半期は117百万円の獲得）となりました。これは主に、長期借入金の返済による支出976百万円、長期借入による収入400百万円によるものであります。

(4) 事業上及び財務上の対処すべき課題

当第2四半期連結累計期間において、事業上及び財務上の対処すべき課題に重要な変更及び新たに生じた課題はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等は次のとおりです。

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、又は向上させることを目的とし、当社取締役会の事前の賛同を得ずに行われる当社株式等の大規模な買付行為に対する対応策（以下、「本プラン」という。）の導入について、以下のとおり平成18年5月26日の取締役会において、決議しております。

基本方針の内容

当社グループは、「人と自然を大切に思い、人の心と体を『癒』すことにより、地域社会に貢献することで、自己の確立と喜びを感じる企業でありたい」という経営理念のもと、「極楽湯」という大規模温浴施設を直営店とフランチャイズ店により全国展開しており、「極楽湯」が地域社会における21世紀型のコミュニティーシンボルとして、多くのお客様に高水準の「健康」と「癒し」を提供し続けることを目指し、事業展開をおこなってまいります。

具体的には、以下の5項目を基本方針として策定しております。

- 1．温浴施設「極楽湯」において、時代の変化や顧客ニーズを的確に捉えた、質の高いサービスを提供することで、顧客満足度を高め、企業として適切な利益を安定的に獲得する
- 2．あらゆるステークホルダーを重視した経営を行い、その健全な関係の維持・発展に努める
- 3．各地域の文化や慣習を尊重し、地域に根ざした企業活動を通じて、経済・社会の発展に貢献する
- 4．「開かれた企業経営体質」を基本に、危機管理体制の構築と法令遵守を徹底する
- 5．ホスピタリティ、チャレンジ精神、経営マインドを持った人材を育成する

当社取締役会は、当社における上記のような事情を踏まえ、当社株式等の大規模な買付行為が行なわれた場合に、株主の皆様が対応方法を検討するために十分な時間と情報を確保することができるよう、合理的なルールを設定させていただくことが株主共同の利益に資すると考え、本プランを導入いたしました。

不適切な支配の防止のための取組み

[本プラン導入の目的]

当社は、上場会社として、当社株式の売買は原則として市場における株主及び投資家の皆様の判断に委ねるべきものであると考えており、当社株式を取得することにより当社の経営支配権を獲得しようとする者に対して当社株式の売却を行うか否かについても、最終的には当社株式を保有する株主の皆様の判断によるものと考えております。また、当社は、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することになったとしても、そのこと自体により直ちに株主共同の利益が害されるということではなく、反対に、それが結果的に当社の株主共同の利益の最大化に資することもあり得るため、そのような場合であれば、特定の株主のグループが当社の経営支配権を取得することを拒むものではありません。

しかしながら、当社株式を大規模に買付け、当社の経営支配権を獲得しようとする者の中には、真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて、高値で株式等を会社関係者に引き取らせる目的で買付けを行う者（いわゆるグリーンメイラー）等典型的に濫用目的を持って当社株式を取得しようとしていると考えられる者や、最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、当社株主の皆様に事実上売却を強要しようとする者（いわゆる二段階強圧的買収）等が含まれていることも考えられます。また、前記のような、株主共同の利益を害する態様による買付行為に当たらない場合であっても、ある程度の経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かの決断を株主の皆様がするにあたっては、必要十分な情報の提供と一定の検討期間が与えられた上で熟慮に基づいた判断（インフォームド・ジャッジメント）を行うことができるような態勢を確保することが、株主共同の利益に資するものと考えます。

当社は、当社が把握している直近の当社株主名簿及び当社が現時点において受け取っている大量保有報告書及び変更報告書において、当社の経営支配権を獲得しようとしているか否かに関わらず、本プランの適用の可能性があるような当社株式を大規模に買付け、又は買付けようとする者の存在を特に認識しておりませんが、将来において、そのような者が登場することはあり得るところであると考えます。そこで、前記のような観点から、株主共同の利益を害することが明白な買付行為から当社の株主共同の利益を保護し、かつ、当社の株主の皆様が、経営支配権の移動が生じ得る場面において、ある買付行為に応じて当社株式を売却するか否かを判断するにあたってインフォームド・ジャッジメントを行うことができるよう、本プランを導入するものであります。

[本プランの内容]

< 本プランの適用の要件 >

本プランは、特定株主グループ（注１）の議決権割合（注２）を20パーセント以上とすることを目的とする当社株券等（注３）の買付行為又は結果として特定株主グループの議決権割合が20パーセント以上となるような買付行為（以下、総称して「大規模買付行為」といいます。なお、当社取締役会が事前に賛同の意思を表明した買付行為については、これには当たらないこととします。）に対して、適用されるものとします。

（注）１「特定株主グループ」とは、当社の株券等（金融商品取引法（昭和23年4月13日法律25号、その後の改正を含む。以下同じ。）第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。）又は当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味し、以下同じとします。

（注）２「議決権割合」とは、特定株主グループが前記（注１）の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場

合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も計算上考慮されるものとします。）をいい、特定株主グループが、前記（注１）の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいい、以下同じとします。

（注）３「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等又は同法第27条の2第１項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味し、以下同じとします。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

<大規模買付ルールの内容>

（a.必要十分な情報の提供）

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下、「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後５営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下、「必要情報」といいます。）を以下の「１」乃至「６」に規定する大項目からなるリスト（以下、「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、提出を受けた必要情報のうち、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントに資するものと判断した情報については、適宜、当社取締役会が適当であると判断する方法により、これを株主の皆様に関示するものとします。

- １．大規模買付者及びそのグループに関する事項
- ２．当社株券等の取引状況
- ３．買付提案の買付条件
- ４．当社株券等の取得対価の算定根拠
- ５．資金の裏付け
- ６．当社株券等を取得した後の経営方針及び事業計画等

当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして必要情報を精査し、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっているか否かについて判断するものとします。

当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が必要情報リストの要件を満たすものであり、かつ、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていると判断した場合、速やかに、必要情報の提供があった旨を取締役会が適当であると判断する方法により公表するとともに大規模買付者に対し通知し、かかる公表を行った日をもって、検討期間の開始日（以下、「検討期間開始日」という。）とします。

これに対し、当社取締役会は、大規模買付者から提出された必要情報が、必要情報リストの要件を満たしていないと判断した場合、又は、株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要十分なものとなっていないと判断した場合、大規模買付者に対して、必要情報リストの要件を満たすために改めて提出することが必要な情報及び株主の皆様のインフォームド・ジャッジメントのために必要な情報（以下、総称して「必要的追加情報」といいます。）を提出するよう大規模買付者に求めることができるものとします。この場合、当社取締役会が、大規模買付者により、かかる必要的追加情報の提出がなされたと判断した場合、当社取締役会が適当であると判断する方法により公表することとし、かかる公表を行った日をもって検討期間開始日とするものとします。

なお、大規模買付者から提出された必要情報又は必要的追加情報に、重大な虚偽の記載が含まれていた場合には、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合と同様の措置をとることができるものとします。

(b . 検討期間)

大規模買付者は、前記の検討期間開始日を起算日として、当社取締役会が、買付者からの情報を検討した上、場合によっては買付提案に対する代替案を提示し、又は、株主の皆様が買付提案に応じて当社株券等を売却するか否かのインフォームド・ジャッジメントを行なうための期間として、一定の検討期間を設けなければならないものとします。

大規模買付者は、かかる検討期間の末日の翌日から、大規模買付行為を開始することができるものとします。

具体的な検討期間については、買付提案の評価等の難易に応じ、以下のとおりとします。但し、当社取締役会は、大規模買付者及び買付提案の内容に照らし、検討期間を以下の a 又は b の期間よりも短縮することが妥当であると判断した場合、当社取締役会の裁量により、検討期間を短縮することができるものとします。

大規模買付ルールが適用される場合、大規模買付者は、まず、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大規模買付者の行う大規模買付行為（以下、「買付提案」といいます。）の概要並びに大規模買付ルールを遵守する旨を記載した意向表明書を当社取締役会に提出しなければならないものとします。

当社取締役会は、かかる意向表明書を受領した後 5 営業日以内に、大規模買付者に対し当社取締役会が大規模買付者に提出を求める、大規模買付者自身及び買付提案に係る情報（以下、「必要情報」といいます。）を以下の「 1 」乃至「 6 」に規定する大項目からなるリスト（以下、「必要情報リスト」といいます。）として交付します。大規模買付者は、必要情報リストに記載された必要情報を書面にて当社取締役会に提出しなければならないものとします。

a . 現金（円貨）のみを対価とする、当社の発行済全株式を対象とする公開買付け：60日間

b . 前記 a 以外全ての大規模買付行為：90日間

(c . 買付提案が変更された場合)

検討期間開始日以降に、買付提案に重要な変更があった場合（かかる変更後の買付提案を以下「変更買付提案」といいます。）、当社取締役会は、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものでないか否かを判断するものとします。

当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案と比較して当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものであると判断した場合、大規模買付者は、変更買付提案に係る必要情報（変更前の買付提案と比較して実質的に不利益となった部分に係る必要情報に限るものとします。）を当社に対して提出しなければならず、当社取締役会が変更買付提案の提出があった旨を公表した日を新たな検討期間開始日として、前記 b . に従った検討期間を設けなければならないものとします。

これに対し、当社取締役会が、変更買付提案が変更前の買付提案よりも当社又は株主の皆様にとって実質的に不利益なものではないと判断した場合、従前の検討期間開始日を起算点とした検討期間が引き続き存続するものとします。

(d . 大規模買付ルールが遵守された場合)

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守して、必要情報（及び必要的追加情報）を提出し、かつ、検討期間の猶予を設けた場合には、当社取締役会は、大規模買付者又は買付提案が以下の各号に定めるいずれかに該当する場合でない限りは、仮に、当社取締役会が、買付提案に反対であったとしても、反対意思の表

明、代替案の提示、株主の皆様に対する説得行為等を行うにとどめ、本プランに定める対抗措置の発動は行わないものとします。

真に当社の会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、当社株式の株価をつり上げて高値で当社株券等を当社の関係者に引き取らせる目的で大規模買付行為を行っている場合（いわゆるグリーンメイラー）

当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者又は特定株主グループに移譲させる目的で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を支配した後、当社の資産を大規模買付者や特定株主グループの債務の担保や弁済原資として流用する予定で大規模買付行為を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株券等の高値売り抜けをする目的で大規模買付行為を行っている場合
最初の買付けで全株式の買付けの勧誘をすることなく、二段階目の買付条件を不利に（あるいは明確にしないで）設定し、買付けを行うことにより、株主の皆様は事実上、売却を強要する結果となっている場合（いわゆる二段階強圧的買収）

（e．対抗措置の発動）

大規模買付者が、大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、ルールを遵守した場合でも、当社取締役会が、弁護士、公認会計士及び投資銀行等の公正な外部専門家の意見も参考にして、大規模買付者若しくは買付提案が、前項d.の 乃至 のいずれかに該当する場合、当社取締役会の決議により、直ちに対抗措置を発動することができるものとします。

（f．対抗措置の内容）

当社取締役会は、対抗措置として、新株予約権の無償割当てをはじめとし、その時点の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める行為を行います。具体的な対抗措置の種類及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択します。

但し、当社取締役会は、対抗措置の発動後であっても、大規模買付者が必要十分な必要情報の提供を行ったこと又は買付提案を変更したこと等により、大規模買付行為が、当社の株主共同の利益の向上に資するものとなったと判断した場合、並びに、大規模買付者が大規模買付行為を撤回したことにより、対抗措置の発動の必要がなくなった場合等には、法令により許容される方法により、対抗措置をとり止めることができるものとします。

なお、対抗措置として新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様は割り当てられる新株予約権の概要は、以下のとおりとします。

「新株予約権の概要」

対抗措置として、新株予約権の無償割当てが行われる場合に株主の皆様は割り当てられる新株予約権（以下、「本新株予約権」といいます。）の概要は以下の各号に規定するとおりです。なお、以下の各号に規定する概要は、本新株予約権の割当てが行われる際の状況により、変更されることがあるものとします。

本新株予約権の割当ての対象となる株主等

当社取締役会は、本新株予約権の割当てを決定した場合、直ちに、会社法第124条に基づく基準日（以下、「割当基準日」といいます。）の設定を行います。かかる基準日における最終の株主名簿又は実質株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その所有株式1株につき1個の割合で本新株予約権を割り当てます。

本新株予約権の総数

割当基準日における最終の発行済株式総数から、同日において、当社の保有する自己株式を除い

た数を上限とします。

本新株予約権の割当てが効力を生じる日

本新株予約権の割当てが効力を生じる日については、当社取締役会にて別途定めるものとします。

本新株予約権の目的となる株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権 1 個当たりの目的となる当社普通株式の数は 1 株とします。但し、当社が株式の分割又は併合等を行う場合には、当社取締役会が新株予約権無償割当て決議によって定める調整式による調整を行うものとします。

本新株予約権の行使に際して払込みをなすべき額

本新株予約権の行使により交付される当社普通株式 1 株当たりの払込金額は 1 円以上で当社取締役会が定める額とします。

本新株予約権の行使条件

大規模買付者及びその特定株主グループ並びに大規模買付者及びその特定株主グループから当社取締役会の承認を得ずに本新株予約権を取得又は承継した者は、本新株予約権を行使できないものとします。

本新株予約権の譲渡

本新株予約権の譲渡には、当社取締役会の承認を要するものとします。

本新株予約権の行使期間

新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める日を初日とし、2 か月間までの範囲で新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定める期間とします（以下、「行使期間」といいます。）。但し、行使期間の最終日が払込取扱場所の休業日に当たるときは、その翌営業日を最終日とします。

本新株予約権の取得条項

本新株予約権には、行使期間開始日前日までの当社取締役会が別途定める日の到来をもって、当社が、全ての本新株予約権を無償で取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

また、本新株予約権には、一定の事由が生じたことを条件として、当社が、当社普通株式を取得対価として本新株予約権を取得することができる旨の条項（取得条項）を付する場合があります。

本新株予約権に係る新株予約権証券の発行

新株予約権証券は、新株予約権者の請求がある場合に限り発行するものとします。

その他

その他必要な事項については、新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が定めるものとします。

(5) 研究開発活動

該当事項はありません。

第3 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	36,500,000
計	36,500,000

【発行済株式】

種類	第2四半期会計期間 末現在発行数(株) (平成24年9月30日)	提出日現在 発行数(株) (平成24年11月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	11,529,000	11,529,000	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	単元株式数は100株であります。 株主としての権利内容に制限の ない、標準となる株式。
計	11,529,000	11,529,000	-	-

(注) 提出日現在発行数には、平成24年11月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は、含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
平成24年7月1日～ 平成24年9月30日	-	11,529,000	-	2,032,626	-	1,679,226

(6) 【大株主の状況】

平成24年 9 月30日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
澁谷工業株式会社	石川県金沢市大豆田本町甲58	1,000	8.67
ホスピタリティファンド1号 投資事業組合	東京都千代田区平河町2丁目5-7 ヒ ルクレスト平河町1階	1,000	8.67
新川 隆丈	東京都世田谷区	679	5.89
アサヒビール株式会社	東京都墨田区吾妻橋1丁目23-1	500	4.34
株式会社恒成商事	宮城県多賀城市町前1丁目2-5	220	1.91
株式会社三井住友銀行	東京都千代田区丸の内1丁目1番2号	204	1.77
株式会社横浜銀行	神奈川県横浜市西区みなとみらい3丁目 1-1	170	1.47
極楽湯役員持株会	東京都千代田区麹町2丁目4 麹町鶴 屋八幡ビル6階	160	1.39
澁谷 弘利	石川県金沢市	149	1.29
EFG BANK AG (常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	24, QUAI DU SEUJET CP 2391 1211 GENEVE 2 SWITZERLAND	125	1.08
計	-	4,208	36.50

(注) 上記のほか当社所有の自己株式 937千株(8.13%)があります。

(7) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成24年 9 月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 937,600	-	株主としての権利内容に制 限のない、標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 10,589,700	105,897	同上
単元未満株式	普通株式 1,700	-	同上
発行済株式総数	11,529,000	-	-
総株主の議決権	-	105,897	-

【自己株式等】

平成24年 9 月30日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社極楽湯	東京都千代田区麹町 二丁目4番地	937,600	-	937,600	8.13
計	-	937,600	-	937,600	8.13

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4 【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、UHY東京監査法人による四半期レビューを受けております。

1 【四半期連結財務諸表】

(1) 【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年 3月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成24年 9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,274,583	2,397,774
売掛金	77,678	74,875
未収入金	9,243	5,963
たな卸資産	26,706	30,752
仮払金	1,771	1,495
繰延税金資産	39,317	46,261
その他	117,325	140,445
流動資産合計	3,546,626	2,697,568
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物（純額）	5,398,871	5,194,892
工具、器具及び備品（純額）	133,875	124,564
リース資産（純額）	21,168	13,083
建設仮勘定	120,091	523,346
有形固定資産合計	5,674,008	5,855,887
無形固定資産		
リース資産	6,509	2,306
その他	77,121	79,348
無形固定資産合計	83,630	81,655
投資その他の資産		
投資有価証券	54,981	48,013
長期貸付金	125,602	117,894
繰延税金資産	366,733	369,085
敷金及び保証金	782,836	781,323
その他	641,009	627,162
貸倒引当金	11,461	11,461
投資その他の資産合計	1,959,702	1,932,019
固定資産合計	7,717,341	7,869,562
資産合計	11,263,967	10,567,130

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成24年 3 月31日)	当第 2 四半期連結会計期間 (平成24年 9 月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	266,568	257,763
短期借入金	400,000	600,000
1年内償還予定の社債	122,000	68,000
1年内返済予定の長期借入金	1,794,240	1,682,980
未払金	449,548	228,290
未払法人税等	78,875	93,281
賞与引当金	47,209	49,912
その他	703,316	685,441
流動負債合計	3,861,759	3,665,670
固定負債		
社債	64,000	30,000
長期借入金	2,423,100	1,958,100
退職給付引当金	65,894	70,812
資産除去債務	367,781	370,554
その他	201,938	202,222
固定負債合計	3,122,714	2,631,689
負債合計	6,984,473	6,297,360
純資産の部		
株主資本		
資本金	2,032,626	2,032,626
資本剰余金	2,179,226	2,179,226
利益剰余金	338,190	343,693
自己株式	466,918	466,918
株主資本合計	4,083,124	4,088,627
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	15,460	2,004
為替換算調整勘定	1,225	15,311
その他の包括利益累計額合計	14,235	13,306
新株予約権	210,605	167,835
純資産合計	4,279,494	4,269,770
負債純資産合計	11,263,967	10,567,130

(2)【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
売上高	4,831,128	4,854,117
売上原価	4,359,730	4,416,044
売上総利益	471,397	438,073
販売費及び一般管理費	342,286	354,225
営業利益	129,110	83,848
営業外収益		
受取利息	5,553	5,154
受取家賃	8,171	9,311
協賛金収入	14,548	55,052
その他	12,485	11,945
営業外収益合計	40,759	81,463
営業外費用		
支払利息	53,586	35,875
為替差損	5,870	14,352
その他	4,193	2,920
営業外費用合計	63,650	53,147
経常利益	106,219	112,164
特別利益		
固定資産売却益	41,499	-
新株予約権戻入益	1,481	49,447
特別利益合計	42,980	49,447
特別損失		
投資有価証券評価損	26,830	27,875
特別損失合計	26,830	27,875
税金等調整前四半期純利益	122,370	133,735
法人税、住民税及び事業税	107,686	81,431
法人税等調整額	24,007	16,747
法人税等合計	83,678	64,684
少数株主損益調整前四半期純利益	38,691	69,051
四半期純利益	38,691	69,051

【四半期連結包括利益計算書】
【第2四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自平成23年4月1日 至平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自平成24年4月1日 至平成24年9月30日)
少数株主損益調整前四半期純利益	38,691	69,051
その他の包括利益		
其他有価証券評価差額金	13,423	13,456
為替換算調整勘定	360	14,085
その他の包括利益合計	13,784	27,541
四半期包括利益	52,476	96,593
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	52,476	96,593
少数株主に係る四半期包括利益	-	-

(3)【四半期連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前四半期純利益	122,370	133,735
減価償却費	347,122	324,923
退職給付引当金の増減額（は減少）	3,593	4,917
賞与引当金の増減額（は減少）	1,640	2,702
受取利息及び受取配当金	5,753	6,054
投資有価証券評価損益（は益）	26,830	27,875
新株予約権戻入益	1,481	49,447
支払利息及び社債利息	57,012	38,015
固定資産売却損益（は益）	41,499	-
売上債権の増減額（は増加）	57,012	81,676
たな卸資産の増減額（は増加）	3,568	4,046
未払消費税等の増減額（は減少）	31,724	72,297
仕入債務の増減額（は減少）	16,008	8,804
建設協力金の賃料相殺	14,658	14,658
その他	35,959	247,320
小計	482,823	221,778
利息及び配当金の受取額	2,092	2,620
利息の支払額	51,218	36,552
法人税等の支払額	37,865	67,027
営業活動によるキャッシュ・フロー	395,831	120,819
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	50,000	60,000
定期預金の払戻による収入	60,000	60,000
有形固定資産の取得による支出	18,024	451,031
有形固定資産の売却による収入	346,097	-
差入保証金の差入による支出	1,695	1,749
差入保証金の回収による収入	1,499	3,733
貸付金の回収による収入	7,268	7,707
建設協力金の回収による収入	5,775	5,775
その他	2,017	7,146
投資活動によるキャッシュ・フロー	352,938	442,710

(単位：千円)

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入金の純増減額（は減少）	200,200	200,000
社債の償還による支出	76,000	88,000
長期借入れによる収入	1,045,000	400,000
長期借入金の返済による支出	851,160	976,260
リース債務の返済による支出	111,555	14,351
配当金の支払額	64,606	63,417
その他	24,088	25,172
財務活動によるキャッシュ・フロー	117,789	567,202
現金及び現金同等物に係る換算差額	1,179	12,283
現金及び現金同等物の増減額（は減少）	867,739	876,809
現金及び現金同等物の期首残高	1,659,075	3,224,583
現金及び現金同等物の四半期末残高	2,526,815	2,347,774

【注記事項】

(四半期連結貸借対照表関係)

たな卸資産の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (平成24年3月31日)	当第2四半期連結会計期間 (平成24年9月30日)
商品	17,919千円	17,187千円
貯蔵品	8,786千円	13,565千円

(四半期連結損益計算書関係)

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
役員報酬	63,130千円	63,250千円
給料手当	83,146千円	86,726千円
賞与引当金繰入額	17,602千円	18,316千円
退職給付費用	2,503千円	2,753千円
法定福利費	18,082千円	18,860千円
広告宣伝費	1,284千円	2,336千円
減価償却費	7,260千円	8,452千円

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

現金及び現金同等物の四半期末残高と四半期連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は次のとおりであります。

	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
現金及び預金	2,576,815千円	2,397,774千円
預入期間が3か月を超える 定期預金	50,000千円	50,000千円
現金及び現金同等物	2,526,815千円	2,347,774千円

(株主資本等関係)

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成23年6月29日 定時株主総会	普通株式	63,547	6	平成23年3月31日	平成23年6月30日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

1. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成24年6月28日 定時株主総会	普通株式	63,547	6	平成24年3月31日	平成24年6月29日	利益剰余金

2. 基準日が当第2四半期連結累計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当第2四半期連結会計期間末後となるもの

該当事項はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第2四半期連結累計期間(自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)及び当第2四半期連結累計期間(自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)

当社グループは、温浴事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎並びに潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前第2四半期連結累計期間 (自 平成23年4月1日 至 平成23年9月30日)	当第2四半期連結累計期間 (自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日)
(1) 1株当たり四半期純利益金額	3円65銭	6円52銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額(千円)	38,691	69,051
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額(千円)	38,691	69,051
普通株式の期中平均株式数(株)	10,591,325	10,591,325
(2) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額	-	6円50銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益調整額(千円)	-	-
普通株式増加数(株)	-	32,082
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	第5回新株予約権 379,000株 第6回新株予約権 95,000株 平成23年6月29日までに全て失効しております。 第13回新株予約権 900,000株 平成23年6月29日付で新たに発行しております。	第7回新株予約権 274,500株 第8回新株予約権 307,500株 平成24年6月29日までに全て失効しております。 第14回新株予約権 900,000株 平成24年6月28日付で新たに発行しております。

(注) 前第2四半期連結累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2 【その他】

該当事項はありません。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年11月14日

株式会社極楽湯
取締役会 御中

U H Y 東京監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 原 伸之 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 谷田 修一 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社極楽湯の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間（平成24年7月1日から平成24年9月30日まで）及び第2四半期連結累計期間（平成24年4月1日から平成24年9月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社極楽湯及び連結子会社の平成24年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以 上

(注) 1．上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2．四半期連結財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。